

緊急告知 安全にウインドサーフィンを楽しむために！！

GWとなり各地で多くのマリンスポーツ愛好家が海に戻ってきました。

多くのウインドサーフィンが海面に浮かぶ姿！波に乗る姿！ジャンプをする姿！

多いに喜ばしいと思います。しかしながら、当協会にはサーファーが多いエリアに於いてのウインドサーフィンについて、ご意見等も届いております。

実際に地域によってルール等は異なると思いますが、まず風を使って走るウインドサーファーはサーファーやボディボード等を避ける義務があるという事の再認識、未然に事故を防ぐためには多くの人が密集するピークには無謀に近づかない事！自分だけのことも考えずに海上の全ての人々が安全に楽しめることを第一に考えその場所で、共存させてもらってください。

実際に頂いたコメントを載せます。

「多くの方はサーファーのことも考慮して頂き楽しんでおられる様なのですがごくたまにサーファーが集まるピークに突進してきたりインサイドを猛スピードで駆け抜けたたりされる少々危ない方も見受けられます。昨日もその様な方がおり、事故が起きないかと少々ヒヤヒヤしながら見ていました。種類は違えどお互い気分よく楽しむのがマリンスポーツだと私は心得ております。しかし先述の様な方がおりますといつ大きな事故が起きてもおかしくはありません。」

過去の事故例も載せます。

(27) 海上におけるサーファーとウインドサーフィンとの衝突



H9-6-13、大阪地裁判決、平成7年(ワ)498号、85:15

海上でサーフボードを抱えて波待ちをしているサーファーに、前方からウインドサーフィンが衝突をした事故で、サーファーが多く遊戯する区域では、特段の注意が必要であるとして、漫然進行したウインドサーフィンに85%の過失を認めたもの、

私も海のアクティビティは大好き、4級モーターボート免許も、ダイビングの資格も有しています。
未だに、事故は経験していませんが、危険とは隣り合わせです。

過失割合について、

平成5年10月8日、午前11時ころ、被害者は沖合約50mの海上で、サーフボードにまたがった状態で、沖の方を向いて波待ちしていました。

なお、沖合周辺には、被害者のほかにも、波に乗る、波待ちをしていたサーファーが多数存在しています。
当日は、北東の風が風速約12~15mで吹いており、波は腰から胸あたりの高さでした。

加害者は、4.6mのマストのついたウインドサーフィンに乗って、沖から岸に帰ろうとしており、その際、被告は、沖の方へ向かう際、同海域にサーファーがいることを確認しており、当日は北東の風で、ウインドサーフィンを風上方向に進行させることが困難ということもあり、サーファーの少ない南側を進行しています。
そして、加害者は、現場付近にさしかかった際、波間にサーファーを発見、避けようとして急遽風下の方向へ進路を変更したところ、沖の方を向いて波待ちをしていた被害者と衝突したものです。

現場付近は比較的海岸に近く、多数のサーファーの存在が予想される区域であるから、加害者は、ウインドサーフィンの急制動が困難という特質を考慮して、サーファーと衝突しないよう、サーファーの有無を十分に確認し、サーファーが存在しない場所を進行すべきであったのにこれを怠り、沖の方へ向かう時に確認したサーファーの位置を前提に、南側にはサーファーはいないものと考え、特段の注意を払うこともなく、漫然とウインドサーフィンを進行させた過失により本件事故を起こしたものであるから、被告には大きな過失があったといえる。
よって、被告は民法709条に基づき、本件事故により原告に生じた損害を賠償する義務を負う。

もっとも、現場付近には、事故以前からウインドサーフィンが進入してくることがあり、被害者自身、以前からウインドサーフィンとの衝突の危険性を感じていたと供述しており、被害者としても波待ちの際にはウインドサーフィンの動向に十分注意すべきであったと判断される。

加害者であるウインドサーフィンは、被害者の前方から接近しており、当日の波のうねり等の事情を考慮したとしても、加害者のウインドサーフィンには4.6mのマストがついていたことからすれば、被害者は、より早期にウインドサーフィンの接近に気付き、危機を回避することも不可能ではなかったと考えられるのに、実際には、本件事故の2、3秒前に初めてウインドサーフィンに気付いたというのであるから被害者にも前方不注意の過失が認められる。

被害者の過失割合は、本件事故の態様、ウインドサーフィンとサーフィンの機動性等、その特性の差異、双方の過失の内容等を考慮すると、15%と認めるのが相当である。

事故例をみても、風力を使うウインドサーフィンの過失となるわけです。

また波間で離れた道具がサーファーに当たったりしても同様に過失となります。

このことも含めると人の多いピークに突っ込むという事は、どれだけ危険な行為となるか！責任を追う義務が生じることを意識してウインドサーフィンを行いましょう。

また、多くのレスキュー事案が発生しております。

天候が急変する場合があります。急激に風が落ち自力で帰れなくなったウインドサーファーがヘリコプターでレスキューされる事が御前崎地区でも多々起きています。

まず、問題は自力で帰れない所までアウトに行ってしまう事、、自分のレベルを考えない事！天候の判断はもとより、ボードでパドリングして帰る技量は必要と考えて下さい。

レスキューが発生した際は道具の確保は、諦めてください。

以上を踏まえ安全に楽しくウインドサーフィンを行いましょう。

JWA安全委員会 野口貴史